

(様式3)

令和8年3月19日  
京丹後市議会

「京丹後産飲料による乾杯条例（案）」に対する意見募集の結果

京丹後市議会では、京丹後産飲料による乾杯条例（案）に対する意見の募集を、令和8年2月18日から3月11日まで行いました。その結果、2件の意見を頂きましたので、その要旨と京丹後市議会の考え方を公表します。今後、頂いた意見を踏まえ、準備を進めていくことといたします。

1 概要

頂いた意見の要旨と京丹後市の考え方は別紙のとおりです。

2 今後の予定

頂いた意見を踏まえ、令和8年4月1日を目処に条例案の公布・施行等の準備を進めていくことといたします。

**【連絡先】**

連絡先：議会事務局議会総務課

住 所：〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷 889 番地

電 話：0772-69-0010

F A X：0772-69-0902

電子メール：gikaisomu@city.kyotango.lg.jp

(様式3)

別紙

「京丹後産飲料による乾杯条例（案）」に対する意見とそれに対する議会（産業建設常任委員会）の考え方

(敬称等は略)

項目	意見要旨	考え方
	<p>趣旨は理解できますが、理念条例に過ぎず、実効性が薄い条例です。</p> <p>「地域産業の持続的発展」「豊かな食文化の継承」の具体化につながる振興計画が必要です。その為の条文や関連要綱とセットで上程すべきと考えます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>まずは、広く市民の方への広がりや市内のあらゆる事業者の皆様も賛同を得られやすくするために、理念条例として策定しました。</p> <p>将来的には、必要な視点として検討してまいります。</p>
	<p>とても良い事業と思っています 進めてください。</p>	<p>前向きなご意見、ありがとうございます。</p>